

証券コード 2654
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル

株式会社アスモ

代表取締役社長 長井 尊

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトアクセスして、「ニュースリリース」を選択してご覧ください。電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.asmol.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日(木曜日)午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月26日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階 NS会議室 3-M
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。 |

3. 目的事項
報告事項

1. 第51期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 会計監査人選任の件
- 第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限
付株式報酬制度に係る報酬決定の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受  
付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされ  
たものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修  
正内容を掲載させていただきます。

本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付は行わず、株  
主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいま  
すようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済の状況は、インバウンド需要の高まりや賃金上昇等に端を発する雇用・所得環境の改善などにより景気は緩やかな回復基調にある一方、世界的な資源価格の高騰や日米金利差拡大を背景とした為替相場の不安定な変動、人手不足の深刻化など依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような環境の中、当社グループを取り巻く状況につきましては、少子高齢化の影響による人手不足の深刻化、食材価格の上昇、また競争の激化等により厳しさを増していますが、既存事業の全体的な底上げを行うことで、経営成績の向上に一丸となって取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高21,236百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益651百万円（前年同期比119.5%増）、経常利益689百万円（前年同期比120.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、465百万円（前年同期比224.1%増）となりました。

今後におきましても、各事業の状況に応じて売上高の拡大や利益率の改善を推し進めることで、業績の向上に向けグループ一丸となって邁進してまいります。

主な事業別の状況は次のとおりであります。

| セグメント名称<br>(セグメントに該当する会社)                                  | 主要な事業の内容                     |
|------------------------------------------------------------|------------------------------|
| アスモ事業<br>(株式会社アスモ)                                         | グループ会社の統制・管理、不動産賃貸           |
| アスモトレーディング事業<br>(株式会社アスモトレーディング)                           | 食肉の輸入、食肉及び食肉加工品の販売           |
| アスモフードサービス事業<br>(株式会社アスモフードサービス)<br>(株式会社アスモフードサービス東日本)    | 高齢者介護施設等における給食の提供            |
| アスモ介護サービス事業<br>(株式会社アスモ介護サービス)<br>(株式会社アスマライフサービス)         | 訪問・居宅介護事業所の運営、<br>有料老人ホームの運営 |
| ASMO CATERING (HK) 事業<br>(ASMO CATERING (HK) CO., LIMITED) | 香港における外食店舗の運営、<br>食品加工販売     |
| その他<br>(ASMO CATERING (TAIWAN)<br>COMPANY LIMITED)         | 台湾における外食店舗の運営<br>※事業から撤退     |

#### イ. アスモトレーディング事業

アスモトレーディング事業におきましては、世界的なインフレ及び円安進行による価格高騰が一段と加速し、かつてない高値水準での販売を余儀なくされました。さらに、干ばつなどの気候要因や世界情勢の不安定化による物流遅延、加えてガソリン価格の上昇も重なり、食肉価格は右肩上がりの状況が続きました。

鶏肉ではブラジル産鶏モモの高騰、豚肉ではスペイン産豚肉の禁輸措置により従来どおりの調達が困難となり、販売量の減少を招きました。

一方、牛肉においては、アメリカ産に加えてオーストラリア産の価格も高騰し、過去に例のない価格帯となったことで、メキシコ産をご提案する機会が広がりました。展示会を通じて提案営業を強化し、新規顧客の獲得と既存顧客への掘り起こし営業を進めた結果、厳しい価格環境下ではありましたが品質と価格のバランスにおいて高い評価をいただくことができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、4,097百万円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益（営業利益）は、86百万円（前年同期比143.6%増）となりました。

今後も円安進行と価格高騰は避けられない課題であるため、お客様との商談において丁寧な説明を行いながら、最適な提案を継続してまいります。加えて、展示会出店を軸とした新規顧客の開拓に加え、WEB販売事業やふるさと納税返礼品への出品など販売チャネルの拡大を図り、インバウンド需要にも対応してまいります。

#### ロ. アスモフードサービス事業

アスモフードサービス事業におきましては、継続的な人員不足や原材料価格の高騰が続き、国際情勢の影響による原油由来の商品値上がりが予想されるなど、厳しい事業環境が続いています。

このような環境の中、仕入先との仕入値の交渉を継続して行ったほか、原点到立ち返り、原材料を仕入れる際の数量、タイミングを再精査し適正化を図るなど、無駄をなくすことを徹底し、適正な原材料費となることを目指してまいりました。

慢性的な人材不足への対応として、従前より求人媒体の再選定等の改善を図ってまいりましたが、これに加え現存の貴重な社内人材の力を効率的に発揮してもらうため、これまで部署毎に担当していた業務を、部署の垣根を超えて対応する新たな体制を構築いたしました。引き続き社内の総合的な人員力で補うことを目指してまいります。

また、売上に関しては、季節に応じた各種イベントの企画提案を、積極的に実行してまいりました。ご入居者様には各種イベント色を味わっていただくことにより、季節感や食の喜びを感じていただく高付加価値を提供し売上に寄与いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、9,181百万円（前年同期比8.4%増）、セグメント利益（営業利益）は、361百万円（前年同期比55.4%増）となりました。

今後におきましても、各拠点へ営業に特化した人材を配置することで、新規取引先の受託へ注力してまいります。

#### ハ. アスモ介護サービス事業

アスモ介護サービス事業におきましては、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所及び有料老人ホーム運営事業を営んでおり、介護業界全体としては、深刻化している人材不足問題は、当社においても継続的な課題となっております。また、昨今の不安定な世界情勢に伴う物価高騰の影響で経費が依然として増加傾向にあり、解消するタスクは容易ではありませんが、新たなチャレンジと捉えて日々取り組んでおります。全てのご利用者様の安心で安全な生活に寄り添うための取り組みにご支持をいただきましたおかげで、ご利用者様を確保することができたと考えております。また、業績面においても当期の計画値をおおむね達成することができました。

当連結会計年度末現在、訪問介護事業所32事業所（前年同期末は34事業所）居宅介護支援事業所11事業所（前年同期末は11事業所）となり、支援させていただいておりますご利用者様（※）は2,013名（前年同期末は1,955名）となりました。また、有料老人ホーム7施設（前年同期末は7施設）のご入居者は408名（前年同期末は398名）となりました。（※）介護タクシーでの介護保険利用者を除く

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、5,341百万円（前年同期比2.2%減）、セグメント利益（営業利益）は、427百万円（前年同期比34.8%増）となりました。

今後におきましては、更なる業績向上を目指すとともに、社員一人ひとりの成長を支える人材育成に注力していくことで、介護サービスの品質向上を図ってまいります。

## 二. ASMO CATERING (HK) 事業

ASMO CATERING (HK) 事業におきましては、外食事業は昨年10月に退店した大埔秀吉店及び今年1月に退店した東涌秀吉店を除く、既存店10店舗における合計で、売上予算対比及び昨年売上実績比減と引き続き苦戦しております。

卸売事業におきましては、主要顧客である日系飲食企業の旧正月（2月17日～19日）前後の販促商品などの受注増などにより、物流部門の利益が寄与したため、全体としても利益を確保することができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、2,611百万円（前年同期比2.1%減）、セグメント利益（営業利益）は、36百万円（前年同期セグメント損失48百万円）となりました。

今後も、日系飲食各社のご要望に個別に臨機応変に対応していくことで、引き続きも事業規模を拡大していけると存じます。

外食事業につきましては、今期においては苦戦いたしましたが、既存店10店舗のうち赤字幅の大きい店舗や、年度中に契約更改を控えている店舗の家賃減額交渉、及び惣菜ショップの新規出店など模索して業績回復につなげてまいりたいと存じます。

## ホ. その他の事業

その他セグメントに含まれておりますASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITEDは、2019年3月を期末とする連結会計年度以降、事業を休止しております。

今後の当社グループの事業運営全般の見通しを総合的かつ慎重に検討した結果、当該連結子会社の解散を決議いたしました。

以上の結果、当連結会計年度のセグメント損失（営業損失）は0百万円（前年同期セグメント損失0百万円）となりました。

(事業部門別売上高)

| 部 門                   | 金 額(千円)    | 構 成 比(%) | 前連結会計年度比(%) |
|-----------------------|------------|----------|-------------|
| ア ス モ 事 業             | 4,778      | 0.0%     | 100.0%      |
| アスモトレーディング事業          | 4,097,409  | 19.3%    | 104.4%      |
| アスモフードサービス事業          | 9,181,716  | 43.2%    | 108.4%      |
| アスモ介護サービス事業           | 5,341,412  | 25.2%    | 97.8%       |
| ASMO CATERING (HK) 事業 | 2,611,393  | 12.3%    | 97.9%       |
| そ の 他                 | -          | -%       | -%          |
| 合 計                   | 21,236,709 | 100.0%   | 103.4%      |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は10百万円であります。その主なものは、ASMO CATERING(HK)事業における物流・セントラルキッチン厨房設備他5百万円及び店舗設備2百万円、アスモ事業におけるリース資産給与サーバーの取得3百万円になります。その他特筆すべき設備投資は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 48 期<br>2023年 3 月期 | 第 49 期<br>2024年 3 月期 | 第 50 期<br>2025年 3 月期 | 第 51 期<br>2026年 3 月期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | 19,723,498           | 20,533,254           | 20,529,656           | 21,236,709                        |
| 経常利益 (千円)                | 386,127              | 666,939              | 313,207              | 689,038                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | 204,400              | 469,863              | 143,692              | 465,743                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円)          | 15.18                | 34.90                | 10.67                | 34.59                             |
| 総資産 (千円)                 | 8,903,483            | 9,727,185            | 9,325,971            | 9,945,503                         |
| 純資産 (千円)                 | 6,315,806            | 6,653,492            | 6,640,874            | 6,990,124                         |
| 1 株当たり純資産額 (円)           | 465.93               | 491.56               | 491.76               | 517.18                            |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第 48 期<br>2023年 3 月期 | 第 49 期<br>2024年 3 月期 | 第 50 期<br>2025年 3 月期 | 第 51 期<br>2026年 3 月期<br>(当事業年度) |
|----------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 営業収益 (千円)                              | 154,778              | 154,778              | 144,778              | 204,778                         |
| 経常利益又は経常損失(△)<br>(千円)                  | △27,298              | △61,164              | △96,150              | △61,164                         |
| 当期純利益又は当期純損失<br>(△)(千円)                | 145,955              | 11,950               | △19,954              | 72,288                          |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失<br>(△)(円) | 10.84                | 0.89                 | △1.48                | 5.37                            |
| 総資産 (千円)                               | 3,641,783            | 3,514,559            | 3,376,895            | 3,312,860                       |
| 純資産 (千円)                               | 3,610,688            | 3,487,964            | 3,333,364            | 3,271,008                       |
| 1 株当たり純資産額 (円)                         | 268.16               | 259.05               | 247.57               | 242.94                          |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

| 会社名                | 資本金    | 当社への<br>議決権比率    | 主要な事業内容                                   |
|--------------------|--------|------------------|-------------------------------------------|
| 株式会社Persons Bridge | 60百万円  | 60.9%            | 老人ホームの紹介斡旋事業                              |
| 株式会社ベストライフ         | 45百万円  | 60.9%<br>(60.9%) | 有料老人ホーム等の運営、居宅介護支援事業所の運営、グループ各社の運営管理・業務支援 |
| 株式会社ベストライフホールディングス | 310百万円 | 60.9%<br>(60.9%) | グループ会社株式の持合管理                             |

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

- ② 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要  
該当事項はありません。

#### ③ 子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金     | 当社の<br>議決権比率       | 主要な事業内容                     |
|---------------------------------------|---------|--------------------|-----------------------------|
| 株式会社アスマトレディング                         | 10百万円   | 100.0%             | 食肉の輸入、食肉及び食肉加工品の販売          |
| 株式会社アスマフードサービス                        | 10百万円   | 100.0%             | 高齢者介護施設等における給食の提供           |
| 株式会社アスマフードサービス東日本                     | 10百万円   | 100.0%<br>(100.0%) | 高齢者介護施設等における給食の提供           |
| 株式会社アスマ介護サービス                         | 10百万円   | 100.0%             | 訪問・居宅介護事業所の運営<br>有料老人ホームの運営 |
| 株式会社アスマライフサービス                        | 10百万円   | 100.0%<br>(100.0%) | 有料老人ホームの運営                  |
| ASMO CATERING (HK)<br>COMPANY LIMITED | 8百万香港ドル | 78.5%              | 香港における外食店舗の運営、食品加工販売        |

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の6社であり、持分法適用会社はありません。  
2. 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
3. 連結子会社であったASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITEDは解散し清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、引き続き厳しいものと予測されます。中長期的な経営戦略の達成に向けて対処すべき課題は、下記のとおりと認識しております。

##### ① 収益力の強化

当社グループの既存事業において、競合他社と差別化を図り、安定的に収益を確保することは容易ではなく、また恒常的な人手不足とそれに伴う人件費の上昇で収益の維持が不安定な状況にあります。

アスモトレーディング事業においては、商品販売の総販売実績に対する割合が高く、そのため業績が市況の変動に大きく影響を受けると同時に、差別化を図ることは容易ではありません。高付加価値商材を数多く取扱い、お客様のニーズに合った価格設定ができるよう取り組んでまいります。

アスモフードサービス事業においては、受託施設も増え売上が順調に推移しております。ご利用者様が施設で健康に生活していくためには、ご利用者様本位のおいしくて質の高いお食事が適切に供給される必要があります。原材料費の高騰に対応すべく、業者の選定を行い、適時・適切・適正価格での食材調達に努め、徹底したコスト管理を実施することで、収益モデルの改善に取り組んでまいります。

アスモ介護サービス事業においては、更なる介護需要を取り込む施策の一環として、新規有料老人ホームの開発も見据えながら、業績並びに介護サービス提供の向上に取り組んでまいります。

ASMO CATERING (HK) 事業においては、不採算店舗の撤退等で規模が縮小されたことにより、効率的な運営が行える体制になりつつあります。メニュー及びサービスの品質向上、維持に努め、安定的な収益確保に取り組んでまいります。

上記のとおり、効率的な運営・管理を行い、収益拡大を目指し、収益力の強化を図ってまいります。

##### ② 競合他社との競争優位性

少子高齢化に歯止めがかからない日本は、総人口が減少する中、65歳以上の高齢者が増加し続けています。

アスモ介護事業においては、人材不足や離職率の高さなどを解決するために、介護職のマイナスイメージを払拭し、仕事をしながら社会に貢献できる魅力を発信することで社会的地位の向上に取り組むとともに、ご利用者様へ新たな付加価値を創出し、他社とのサービスの差別化を図れるよう取り組んでまいります。

### ③ 内部統制システムの確立

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の導入に伴い、当社グループといたしましても取り組みを強化してまいりましたが、今後も引き続き、経営環境の変化に迅速に対応できる経営管理組織にすべく、リスクの見える化、不正のできない仕組みの拡大などによる予防重視の内部統制強化に向け取り組んでまいります。

### ④ 次代を担う人材育成

激変する経済環境の中で、当社グループといたしましても、あらゆる事業運営のベースは人材であると考えます。次代を担う経営者あるいは管理者たる人材の育成が急務であります。社内外を問わない効率的な人材配置及び多様な人材が能力を最大限発揮できるような環境を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社アスモ）及び連結子会社6社により構成されており、食肉の輸入、食肉及び食肉加工品販売をはじめ、主に高齢者福祉施設における給食の提供、介護福祉施設の訪問介護、海外における外食店舗の経営・食品加工販売を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

#### ① アスモ事業

グループ各社の統制・管理を行うとともに、不動産の賃貸を行っております。

#### ② アスモトレーディング事業

牛肉、牛内臓肉、豚肉及び加工品等を国内外から幅広く調達し、販売を行っております。

#### ③ アスモフードサービス事業

全国270施設（労務委託等の部分委託を含む）において、利用者の方々に給食を提供しております。

#### ④ アスモ介護サービス事業

訪問介護事業所・居宅介護支援事業所の運営事業及び有料老人ホームの建設、企画、施設運営事業を行っております。

#### ⑤ ASMO CATERING (HK) 事業

香港において外食店舗の運営及びセントラルキッチンにて調理・加工した食品の販売を行っております。

#### ⑥ その他

2025年9月に事業から撤退しております。

**(6) 主要な営業所** (2026年3月31日現在)

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| ① 当社 本社                            | 東京都新宿区      |
| ② 子会社 株式会社アスモトレーディング               | 大阪市北区 (本社)  |
| 株式会社アスモフードサービス                     | 東京都新宿区 (本社) |
| 株式会社アスモフードサービス東日本                  | 札幌市中央区 (本社) |
| 株式会社アスモ介護サービス                      | 東京都新宿区 (本社) |
| 株式会社アスマライフサービス                     | 東京都新宿区 (本社) |
| ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED | 香港          |

**(7) 使用人の状況** (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分                  | 使用人数            | 前連結会計年度末比増減   |
|-----------------------|-----------------|---------------|
| アスモ事業                 | 18 ( - )        | 2名増 ( -名 )    |
| アスモトレーディング事業          | 16 ( 2 )        | 1名減 ( 1名増 )   |
| アスモフードサービス事業          | 557 ( 786 )     | 2名減 ( 9名増 )   |
| アスモ介護サービス事業           | 749 ( 206 )     | 39名減 ( 16名増 ) |
| ASMO CATERING (HK) 事業 | 96 ( 18 )       | 16名減 ( 2名増 )  |
| その他の他                 | - ( - )         | -名 ( -名 )     |
| 合計                    | 1,436 ( 1,012 ) | 56名減 ( 28名増 ) |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 18 ( - ) 名 | 2名増 ( -名 ) | 40.4歳 | 4.3年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,145,175株
- ③ 株主数 6,113名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------|---------|---------|
| 株式会社Persons Bridge | 8,200千株 | 60.90%  |
| 長 井 カ ズ エ          | 1,084   | 8.06    |
| 内 藤 征 吾            | 292     | 2.17    |
| 福 山 良 二            | 194     | 1.44    |
| 株式会社日本カストディ銀行      | 68      | 0.51    |
| 長 井 尊              | 49      | 0.37    |
| 村 上 一 芳            | 45      | 0.33    |
| 株式会社SBI証券          | 41      | 0.31    |
| 小 出 正 文            | 37      | 0.28    |
| 武 田 昌 姫            | 35      | 0.26    |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式を1,680,694株保有しておりますが、上記大株主からは除外してあります。  
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                     |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 長 井 尊   | 株式会社アスモフードサービス 代表取締役社長<br>株式会社ベストライフホールディングス 代表取締役<br>株式会社Persons Bridge 代表取締役<br>株式会社ベストライフ 取締役 |
| 取 締 役     | 赤 澤 優   | 株式会社ギフト 代表取締役<br>株式会社ベストライフ東京 代表取締役<br>株式会社アスモ介護サービス 代表取締役                                       |
| 取 締 役     | 上 伸 之   | 株式会社アスモトレーディング 取締役                                                                               |
| 取 締 役     | 阪 口 詠 自 | 株式会社アスモフードサービス 取締役<br>株式会社アスモトレーディング 監査役                                                         |
| 取 締 役     | 長 井 力   | 株式会社ベストライフ 代表取締役社長<br>株式会社ベストライフホールディングス 代表取締役社長                                                 |
| 取 締 役     | 北 嶋 准   |                                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 寺 孝 夫 | 宮寺公認会計士事務所 所長                                                                                    |
| 監 査 役     | 福 田 徹   | 株式会社福田総合研究所 代表取締役社長                                                                              |
| 監 査 役     | 肥 後 達 男 | 肥後達男税理士事務所 所長                                                                                    |

- (注) 1. 取締役北嶋准氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役宮寺孝夫氏、監査役福田徹氏及び監査役肥後達男氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役宮寺孝夫氏は、公認会計士の資格を有しており、また監査役肥後達男氏は、税理士の資格を有しており、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 取締役北嶋准氏及び監査役肥後達男氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等責任保険の被保険者は子会社を含む取締役・当社監査役・管理職従業員であり、被保険者の職務の適正性を損なわないための措置として保険料のうち株主代表訴訟敗訴時担保部分を被保険者が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

取締役の報酬の構成は、基本報酬（固定報酬）のみであり、業績連動報酬は採用しておりません。基本報酬（固定報酬）は在任中に定期的に支払い、各取締役個人の基本報酬額の決定に関する権限については、当社の業績を全般的且つ網羅的に熟知理解しているとの理由で取締役会より委任された代表取締役社長である長井尊が、当社の業績及び担当事業における成果等を総合的に勘案し、決定いたしました。

- ・ 当該決定方針の決定の方法について

当該方針は取締役会の決議により決定されたものであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に照らし、各取締役の役位、担当職責に応じたものであり、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

- ・ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2007年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額1億35百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議されております。（当該決議時の取締役は7名。うち、社外取締役は3名）

監査役の報酬額は、1994年6月25日開催の臨時株主総会において年額35百万円以内と決議しております。（当該決議時の監査役は1名）

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分                  | 支 給 人 員    | 支 給 額                   |
|----------------------|------------|-------------------------|
| 取<br>（う ち 社 外 取 締 役） | 6名<br>（1名） | 114,600千円<br>（4,200千円）  |
| 監<br>（う ち 社 外 監 査 役） | 3名<br>（3名） | 13,200千円<br>（13,200千円）  |
| 合<br>（う ち 社 外 役 員）   | 9名<br>（4名） | 127,800千円<br>（17,400千円） |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。  
2. 当事業年度の末日現在における人員は、取締役6名、監査役3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役宮寺孝夫氏は、宮寺公認会計士事務所所長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役福田徹氏は、株式会社福田総合研究所代表取締役社長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役肥後達男氏は、肥後達男税理士事務所所長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外役員の取締役会及び監査役会への出席状況、活動状況と職務の概要

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況と行った職務の概要                                                                                                                                        |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 北 嶋 准   | 当事業年度在任中に開催された取締役会23回全てに出席し、豊富な経験と高い見識をもとに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。<br>また、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、経営の重要事項の決定等につき、当社取締役会において的確な助言・提言を行い経営陣の監督に努めております。 |
| 監 査 役 | 宮 寺 孝 夫 | 当事業年度在任中に開催された取締役会23回全て、監査役会12回全てに出席し、常勤監査役の立場と公認会計士としての観点から実務上におけるアドバイス、及び議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。                                                  |
| 監 査 役 | 福 田 徹   | 当事業年度在任中に開催された取締役会23回全て、監査役会12回全てに出席し、上場コンサルティングにおける内部統制制度・コーポレートガバナンス体制の構築、上場企業を中心に多数の会社に対してのIRコンサルティング等の実践を通じての知識・経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。     |
| 監 査 役 | 肥 後 達 男 | 当事業年度在任中に開催された取締役会23回全て、監査役会12回全てに出席し、税理士としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                            |

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称  
新宿監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 32,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人が法令、定款及び健全な社会規範に適合した行動をとるための規準である「コンプライアンス倫理綱領」を定める。

ロ. 「コンプライアンス倫理綱領」に定める行動規範、行動基準を周知・徹底させ、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。

ハ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、委員会の支援組織として、

- 実務部会を設置し、抽出・検出・報告を受けたコンプライアンス上の問題や課題について、対応計画の策定や対処方法などを実務的に協議・検討する。
- ニ. 取締役会メンバーで構成するコンプライアンス委員会は、実務部会から要請を受けたコンプライアンス上の重要な問題や課題を審議し、決定する。
- ホ. 社長は、必要に応じて、組織全体に対し、内容の伝達を行い、周知徹底させる。
- ヘ. 社長直轄の内部監査室が、内部監査を通して社内業務全般のコンプライアンス状況を監視するとともに、社内通報制度を機能させ、コンプライアンス上疑義ある行為の早期発見と防止に努める。
- ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、これらの反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部の専門機関とも連携し、毅然とした体制で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書、又は電磁的媒体を適切に保存・管理し、必要に応じて、関係者が文書等を閲覧することができる体制を整備する。
- ロ. 内部監査室が取締役会議事録等の重要な書類の管理状況について、内部監査を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を定め、各部門毎に管理すべきリスクをカテゴリ一別に明確にする。
- ロ. 管理本部本部長を全社のリスク統括責任者とし、人事総務課において全社・全部門のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ハ. 内部監査室が各部門毎のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を必要に応じて、社長、取締役会、社長を委員長とするリスク管理委員会及び監査役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項の意思決定を機動的に行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- ロ. 各取締役の職務の執行は、「職務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されるような体制を整備する。
- ハ. 部門長で構成する経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲で機動的な職務意思決定を行う。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、当社にグループ会社全体の内部統制担当部署を設けるとともに、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ロ. 当社取締役及びグループ会社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ハ. 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、子会社の社長及び監査役会に報告し、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
  - ニ. グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、当社取締役及びグループ会社社長が出席し、原則、毎月1回開催するグループ経営会議において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
  - ホ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、「リスク管理規程」に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築する。
  - ヘ. グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、「関係会社管理規程」に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行う。
  - ト. グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、当社の「コンプライアンス倫理綱領」によりグループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応のため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等を把握し、記録を通して、評価、維持、改善を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役会が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、関係部門から補助すべき使用人を指名する。
  - ロ. 監査役会が指定する期間中における補助使用人の人事異動、人事考課、懲

戒処分等については、監査役会の事前承認を得なければならない。指名された使用人の指揮命令権は、監査役会に移譲されるものとする。

- ハ. 補助使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。
- ニ. 補助使用人は、監査役を補助する職務に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

⑧ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報情報等を適宜に報告する。
- ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書類等、職務遂行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて、いつでも取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ハ. 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 内部監査室は監査の方針・計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に監査役会へ報告し、監査役と緊密に連携する。
- ロ. 監査役会は、必要に応じて、社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ経営上の課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換し、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、必要に応じて、子会社の調査を行うことができるものとする。  
取締役及び使用人は、これに必要な協力を行う。
- ニ. 当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを

常時行っております。また、管理本部及び内部監査室が中心となり、当社及びグループ会社に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社及びグループ会社全体を統括、推進させています。

#### **(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、事業拡大と経営体質強化のための内部留保資金を確保しつつ、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に検討し、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、期末配当を1株当たり10円とし、次期の配当につきましては、通期で10円の配当を予定しております。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の健全性を確保しつつ、成長機会獲得のため投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,823,288	流動負債	2,648,005
現金及び預金	5,174,180	支払手形及び買掛金	788,458
受取手形及び売掛金	2,266,989	短期借入金	74,520
商 品	526,747	リ ー ス 債 務	6,262
貯 蔵 品	12,263	未 払 金	727,748
前 渡 金	600,049	未 払 法 人 税 等	189,319
そ の 他	272,744	賞 与 引 当 金	196,923
貸倒引当金	△29,686	そ の 他	664,773
固定資産	1,122,215	固定負債	307,374
有形固定資産	80,829	リ ー ス 債 務	15,675
建物及び構築物	33,155	退職給付に係る負債	291,698
機械装置及び運搬具	2,264		
工具、器具及び備品	29,265		
リ ー ス 資 産	16,143	負債合計	2,955,379
無形固定資産	10,643	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	3,239	株 主 資 本	6,808,083
そ の 他	7,404	資 本 金	2,323,272
投資その他の資産	1,030,742	利 益 剰 余 金	4,825,710
投資有価証券	1	自 己 株 式	△340,899
長期貸付金	337,512	その他の包括利益累計額	155,432
差入保証金	510,453	繰延ヘッジ損益	144
繰延税金資産	216,118	為替換算調整勘定	139,092
そ の 他	557,801	退職給付に係る調整累計額	16,195
貸倒引当金	△591,144	非支配株主持分	26,608
資産合計	9,945,503	純資産合計	6,990,124
		負債純資産合計	9,945,503

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		21,236,709
売上原価		17,157,217
売上総利益		4,079,492
販売費及び一般管理費		3,427,878
営業利益		651,613
営業外収益		
受取利息	11,813	
為替差益	18,645	
助成金収入	12,487	
その他	8,298	51,243
営業外費用		
支払利息	685	
貸倒引当金繰入	11,935	
その他	1,199	13,819
経常利益		689,038
特別利益		
固定資産売却益	1,856	
関係会社清算益	11,419	13,275
特別損失		
減損損失	2,154	
損害賠償金	558	2,713
税金等調整前当期純利益		699,599
法人税、住民税及び事業税	255,398	
法人税等調整額	△36,762	218,636
当期純利益		480,963
非支配株主に帰属する当期純利益		15,220
親会社株主に帰属する当期純利益		465,743

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	2,323,272	4,494,612	△340,899	6,476,985
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△134,644		△134,644
親会社株主に帰属する当期純利益		465,743		465,743
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	331,098	△0	331,098
2026年3月31日 残高	2,323,272	4,825,710	△340,899	6,808,083

	その他の包括利益累計額				非支配株主分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日 残高	△233	156,104	△11,507	144,364	19,525	6,640,874
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△134,644
親会社株主に帰属する当期純利益						465,743
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	377	△17,012	27,702	11,068	7,082	18,151
連結会計年度中の変動額合計	377	△17,012	27,702	11,068	7,082	349,249
2026年3月31日 残高	144	139,092	16,195	155,432	26,608	6,990,124

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	株式会社アスマトレーディング 株式会社アスマフードサービス 株式会社アスマフードサービス東日本 株式会社アスマ介護サービス 株式会社アスマライフサービス ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED

連結子会社であったASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITEDは解散し清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

株式会社ぱすと
ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.
ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED

連結の範囲から除いた理由

株式会社ぱすと、ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.、並びにASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITEDは、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社のうち、主要な会社等の名称

株式会社ぱすと

ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.

ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED

非連結子会社について持分法を適用しない理由

株式会社ぱすと、ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.、並びにASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITEDは、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

a. 商品

国内連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、建物は定額法、その他有形固定資産については定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

機械装置及び運搬具 2～8年

工具、器具及び備品 2～10年

また、在外連結子会社については、重要な有形固定資産について、建物の賃貸借契約期間による定額法によっております。

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）で費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）で翌連結会計年度より費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業（報告セグメント）における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. アスモ事業

賃借している不動産の一部を転貸していることに伴うものであり、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる取引となります。

ロ. アスモトレーディング事業

食肉（主に食肉卸売業者）及び食肉加工品（一般消費者）の販売を行っております。当事業における（外部顧客への）販売は、運送会社を通じて国内顧客に納品しており、出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が、出荷及び配送に要する日数に照らして合理的と考えられる日数であることから、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

ハ. アスモフードサービス事業

高齢者介護施設等における給食の提供を行っており、顧客である高齢者介護施設等との間に締結した役務提供契約に基づき、サービスを顧客へ提供す

る義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

二. アスモ介護サービス事業

訪問・居宅介護事業所の運営等に関して、顧客である高齢者介護施設の入居者等との間に締結した役務提供契約に基づき、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、対価の総額から第三者のために回収する金額を除いて収益を認識しております。

有料老人ホームの運営に関して、家賃収入については企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる取引となります。なお、返還不要の入居一時金については、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、施設内における入居者へのサービスについては、顧客である入居者との間に締結した役務提供契約に基づき、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ホ. ASMO CATERING (HK) 事業

香港における外食店舗の運営、食品加工販売を行っております。外食店舗の運営については、来店時の顧客の注文に基づきサービスを提供しており、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。食品加工販売においては、製品の引渡時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…為替予約

b. ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建の商品代金の支払いについて、将来の取引市場での為替相場変動リスクを回避することを目的に行っております。原則として外貨建仕入契約の残高の範囲内で為替予約取引を利用することとし、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

865,469千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	15,145千株	－千株	－千株	15,145千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,680千株	0千株	－千株	1,680千株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによる端数株式(0.2株)の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年4月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134,644千円	10円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134,644千円	10円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金等の必要な資金を原則として自己資金で賄う方針ですが、一部を金融機関より短期借入金で調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりま
す。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期
日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に
必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対する
ヘッジを目的とした先物為替予約取引で、リスク管理を効率的に行うために導
入しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ
の方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「1.連結計算書類作成
のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑦重
要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権等について、管理本部が主要な取
引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理
するとともに、営業部門との情報交換を密に行い、財務状況等の悪化等によ
る回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っ
ております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、原則として先物為替予約を利用し
てヘッジしております。また、金融機関との間で交わされた為替の優遇措置
により、リスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリス ク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作
成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理し
ております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引(※1)	217	217	-

※1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

※2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非連結子会社株式	1

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

② デリバティブ取引は全て先物為替予約取引であるため、ヘッジ会計を適用しております。なお、時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント					
	アスモ 事業	アスモトレ ーディング 事業	アスモフ ードサービ ス事業	アスモ介 護サービ ス事業	ASMO CATERING (HK)事業	合計
食 肉 販 売	—	3,705,806	—	—	—	3,705,806
加 工 商 品 の 販 売	—	391,602	—	—	—	391,602
給 食 提 供 サ ー ビ ス	—	—	9,181,716	—	—	9,181,716
介 護 サ ー ビ ス	—	—	—	4,421,518	—	4,421,518
運 営 す る 介 護 設 施 サ ー ビ ス	—	—	—	459,367	—	459,367
飲 食 店 舗 (香 港)	—	—	—	—	1,060,626	1,060,626
食 品 加 工 販 売 (香 港)	—	—	—	—	1,535,325	1,535,325
そ の 他	—	—	—	36,497	15,441	51,938
顧 客 と の 契 約 収 入	—	4,097,409	9,181,716	4,917,383	2,611,393	20,807,902
そ の 他 の 収 益	4,778	—	—	424,029	—	428,807
外 部 顧 客 へ の 高 上	4,778	4,097,409	9,181,716	5,341,412	2,611,393	21,236,709

(注)「その他」の区分では、当該区分に含まれる各事業セグメントにおける以下の要因により、当連結会計年度での売上高が生じておりません。

・ASMO CATERING (TAIWAN)事業：解散し清算終了しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	299,167
契約負債（期末残高）	324,518

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	152,529
1年超	171,989
合計	324,518

6. 資産除去債務に関する注記

(資産除去債務関係)

当社グループは、店舗の不動産賃貸借契約書に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	517円18銭
(2) 1株当たり当期純利益	34円59銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年12月8日開催の臨時取締役会において、株式会社TrustGrowth(以下「TG社」という。)の株式の全てを取得し、子会社化する旨の決議を行い、同年12月10日付で株式譲渡契約を締結し、2026年4月1日付で、当該株式を取得いたしました。

1. 企業統合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社TrustGrowth 他2社

事業の内容：人材派遣紹介事業 IT アウトソーシング

(2) 企業統合を行う主な理由

当社グループは、超高齢化社会を迎える日本において多方面から必要とされる企業になれるように各事業のストロングポイントを的確に見極め、各グループのシナジーを最大限に発揮し社会に貢献することを目標に事業を推進しております。

TG社は、主に高齢者福祉事業界向けの人材派遣業・紹介業を展開しております。

人材派遣業は、少子高齢化からくる働き手不足や働き方の多様化を背景に今後も市場規模が拡大する見込みであり、日本企業の人材派遣への依存度は今後も高まることが予想され、特に当社の主力事業である介護・福祉業界においてはなくてはならない事業であり成長が見込まれます。また政府は外国人労働者に関して「人手不足対策としての新たな育成・就業制度の創設」と「共生社会の実現」を基本方針に掲げており、外国人労働者が日本社会で活躍できるように様々な施策を進めております。

TG社は外国人技能実習制度等を活用した外国人人材事業を手掛けており日本社会が直面する人手不足解消の一躍を担うことが期待される分野においても成長が見込まれます。

さらに当社子会社との連携により販路の拡大・営業効率の最大化を図りコスト削減に努め、スマートな事業運営を推進し派遣事業における新たなニーズを開拓することができるかと期待されます。

株式取得を通じて、TG社をグループに迎え入れることにより最大限のシナジーを発揮し超高齢化社会を迎える日本において存在感を示せるように事業に邁進してまいります。

(3) 企業統合日

2026年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得予定の議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することを予定しております。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,200,000千円
取得原価		1,200,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等（概算） 15,000千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,044,566	流 動 負 債	32,437
現金及び預金	2,175,044	未 払 金	8,140
貯 蔵 品	1	未 払 費 用	1,594
短 期 貸 付 金	17,999	前 受 収 益	438
前 払 費 用	11,839	預 り 金	6,045
そ の 他	34,488	賞 与 引 当 金	4,220
未 収 入 金	205,280	未 払 法 人 税 等	8,857
前 渡 金	600,000	リ ー ス 債 務	2,573
貸 倒 引 当 金	△88	そ の 他	568
固 定 資 産	268,293	固 定 負 債	9,413
有 形 固 定 資 産	11,740	リ ー ス 債 務	9,413
建 物	911		
工 具、器 具 及 び 備 品	2,544		
リ ー ス 資 産	8,284		
無 形 固 定 資 産	9,735	負 債 合 計	41,851
ソ フ ト ウ ェ ア	7,217	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	2,517	株 主 資 本	3,271,008
投 資 其 他 の 資 産	246,817	資 本 金	2,323,272
関 係 会 社 株 式	58,578	利 益 剰 余 金	1,288,636
長 期 貸 付 金	27,729	利 益 準 備 金	151,941
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	255,341	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,136,694
破 産 更 生 債 権 等	55,136	繰 越 利 益 剰 余 金	1,136,694
繰 延 税 金 資 産	5,089	自 己 株 式	△340,899
差 入 保 証 金	68,182		
長 期 未 収 入 金	236,898		
貸 倒 引 当 金	△460,138	純 資 産 合 計	3,271,008
資 産 合 計	3,312,860	負 債 純 資 産 合 計	3,312,860

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	200,000	
その他の売上高	4,778	204,778
営 業 費 用		264,603
営 業 損 失		59,825
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,131	
為 替 差 益	3,933	
受 取 手 数 料	24	
そ の 他	2,301	10,390
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	180	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	11,428	
そ の 他	121	11,729
経 常 損 失		61,164
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	25,000	25,000
税 引 前 当 期 純 損 失		36,164
法人税、住民税及び事業税		△108,346
法人税等調整額		△106
当 期 純 利 益		72,288

株主資本等変動計算書

（2025年4月1日から）
（2026年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産合計	
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
2025年4月1日 残高	2,323,272	138,476	1,212,514	1,350,991	△340,899	3,333,364	
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		13,464	△148,109	△134,644		△134,644	
当 期 純 利 益			72,288	72,288		72,288	
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0	
事業年度中の変動額合計	-	13,464	△75,820	△62,355	△0	△62,355	
2026年3月31日 残高	2,323,272	151,941	1,136,694	1,288,636	△340,899	3,271,008	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
建物は定額法、建物以外については定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8～15年
工具、器具及び備品 3～10年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,475千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	251,174千円
② 短期金銭債務	2,355千円
③ 長期金銭債権	21,882千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」が主な収益となることから「営業収益」として表示し、営業収益に対応する費用として「営業費用」と表示しております。

(2) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	419,318千円
② 営業取引以外の取引による取引高	4,123千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加の株式数	当事業年度減少の株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,680千株	0千株	－千株	1,680千株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことによる端数株式(0.2株)の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	85,047千円
貸倒引当金	140,967千円
繰越欠損金	83,202千円
その他	6,507千円
繰延税金資産小計	315,724千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△83,202千円
評価性引当額	△227,432千円
評価性引当額小計	△310,635千円
繰延税金資産合計	5,089千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	5,089千円

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに、税効果会計の会計処理及び開示については「実務対応報告第42号」に従っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱アスモトレーディング	10	食肉の輸入、食肉及び食肉加工品の販売	(所有)直接100.0	経営の指導役員の兼任資金の援助	資金の回収(注)3	25,000	長期貸付金(注)3	75,000
						株主優待関連費用(注)3	11,194	未払金	—
						経営指導料の受取(営業費用控除)(注)3	23,439	未収入金	2,183
子会社	㈱アスモフードサービス	10	高齢者介護施設等における給食の提供	(所有)直接100.0	経営の指導役員の兼任資金の援助	経営指導料の受取(営業費用控除)(注)3	121,209	未収入金	12,331
子会社	㈱アスモ介護サービス	10	訪問・居宅介護事業所の運営 有料老人ホームの運営	(所有)直接100.0	経営の指導役員の兼任資金の援助	経営指導料の受取(営業費用控除)(注)3	53,248	未収入金	5,010
子会社	ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED	8百万香港ドル	香港における飲食店舗の運営、食品加工販売	(所有)直接78.5	経営の指導役員の兼任資金の援助	資金の貸付(注)3	—	短期貸付金	15,999
						資金の貸付(注)3	—	長期貸付金	116,800
						資金の回収(注)3	15,999		
						金利の受取(注)3	2,856	未収収益	28,903
						経営指導料の受取(営業費用控除)並びに出向者給与の立替(注)3	18,492	未収入金	72,865

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.	1百万リ ンギット	マレーシアに おける飲食店 舗の運営	(所有) 直接 100.0	経 営 の 指 導 役 員 の 兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注)3、4	—	短期貸付金	1,999
						資金の貸付 (注)3、4	—	長期貸付金	52,346
						資金の回収 (注)3、4	1,999		
						金利の受取並び に立替費用 (注)3、4	1,187	長期未収入金	16,789

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	㈱ベストマ ネジメント (注)2	30	総合リース 業及びレン タル業	—	什器備品の リース契約	リース料の支払 (注)3	8,256	未 払 金	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	マネジメン トパートナ ーズ㈱ (注)1	10	インターネ ットによる 情報サービ ス業	—	情報システ ムの管理業 務委託	保守料の支払 (注)3	6,668	未 払 金	616
役員及び その近親者	長井 尊	—	代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.37%	当社代表取 締役社長	前渡金の支払 (注)3	600,000	前 渡 金	600,000

- (注) 1. マネジメントパートナーズ㈱につきましては、当社の代表取締役である長井尊が議決権の100%を直接保有しております。
2. ㈱ベストマネジメントについては、当社役員の近親者が議決権の過半数を直接保有しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 - (2) 子会社への貸付金に対し、合計75,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、貸付金利息は無利息としております。
 - (3) 一般取引条件を参考にして決定しております。なお、経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案のうえ、各社と協議のうえ決定しております。
 - (4) リース料については市場相場を勘案してリース料等を合理的に決定しております。
 - (5) 保守料については市場相場を勘案して合理的に決定しております。
 - (6) 出向元である当社の給与水準に基づき、双方協議のうえ決定しております。
 - (7) 株主優待関連費用につきましては、使用実績に基づき負担しております。
 - (8) 2025年12月10日付で締結した株式譲渡契約に基づき、株式譲渡価額の一部を前渡金として支払っております。なお、当該譲渡価額については、独立した第三者による株式価値算定結果及び当社が任意に設置した特別委員会の意見を参考に、当事者間で協議の上、当社取締役会の承認を経て決定しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれてはならず、期末残高には為替差損益が含まれております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 5.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	242円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	5円37銭

10. 重要な後発事象に関する注記

株式取得による子会社化

当社は、2025年12月8日開催の臨時取締役会において、株式会社TrustGrowth(以下「TG社」という。)の株式の全てを取得し、子会社化する旨の決議を行い、同年12月10日付で株式譲渡契約を締結し、2026年4月1日付で、当該株式を取得いたしました。

1. 企業統合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社TrustGrowth 他2社

事業の内容：人材派遣紹介事業 IT アウトソーシング

(2) 企業統合を行う主な理由

当社グループは、超高齢化社会を迎える日本において多方面から必要とされる企業になれるように各事業のストロングポイントを的確に見極め、各グループのシナジーを最大限に発揮し社会に貢献することを目標に事業を推進しております。

TG社は、主に高齢者福祉事業界向けの人材派遣業・紹介業を展開しております。

人材派遣業は、少子高齢化からくる働き手不足や働き方の多様化を背景に今後も市場規模が拡大する見込みであり、日本企業の人材派遣への依存度は今後も高まることが予想され、特に当社の主力事業である介護・福祉業界においてはなくてはならない事業であり成長が見込まれます。また政府は外国人労働者に関して「人手不足対策としての新たな育成就業制度の創設」と「共生社会の実現」を基本方針に掲げており、外国人労働者が日本社会で活躍できるように様々な施策を進めております。

TG社は外国人技能実習制度等を活用した外国人人材事業を手掛けており日本社会が直面する人手不足解消の一躍を担うことが期待される分野においても成長が見込まれます。

さらに当社子会社との連携により販路の拡大・営業効率の最大化を図りコスト削減に努め、スマートな事業運営を推進し派遣事業における新たなニーズを開拓することができると期待されます。

株式取得を通じて、TG社をグループに迎え入れることにより最大限のシナジーを発揮し超高齢化社会を迎える日本において存在感を示せるように事業に邁進してまいります。

(3) 企業統合日

2026年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得予定の議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することを予定しております。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 1,200,000千円

取得原価 1,200,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等（概算） 15,000千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社アスモ
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区

指定社員 公認会計士 田中 信行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白方 敬裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アスモの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスモ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年12月8日開催の臨時取締役会において、株式会社TrustGrowthの株式を取得し、子会社化することを決議し、2026年4月1日付で実施した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社アスモ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指定社員 公認会計士 田 中 信 行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白 方 敬 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスモの2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年12月8日開催の臨時取締役会において、株式会社TrustGrowthの株式を取得し、子会社化することを決議し、2026年4月1日付で実施した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社アスモ

監査役会

常勤監査役

宮 寺 孝 夫 ㊟

社外監査役

福 田 徹 ㊟

社外監査役

肥 後 達 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

当社取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	なが い たける 長 井 尊 (1979年4月26日)	2008年11月 ㈱Persons Bridgeが営む給食事業を吸収分割し、当社にて承継したことにより、当社取締役副社長就任 給食事業本部本部長 2012年10月 当社代表取締役社長就任（現任） 2022年7月 ㈱ベストライフホールディングス代表取締役就任（現任） 2022年12月 ㈱Persons Bridge代表取締役就任（現任） 2022年12月 ㈱ベストライフ取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アスモフードサービス代表取締役社長 ㈱ベストライフホールディングス代表取締役 ㈱Persons Bridge代表取締役 ㈱ベストライフ取締役	49,600株
2	あか ざわ まさる 赤 澤 優 (1972年9月10日)	2010年8月 ㈱ベストライフ取締役就任（現任） 2011年6月 シンワオックス㈱（現㈱アスモ）取締役就任 2019年3月 ㈱ギフト代表取締役就任（現任） 2019年11月 ㈱ベストライフ東京代表取締役就任（現任） 2022年8月 ㈱アスモ介護サービス代表取締役就任（現任） 2024年6月 当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ギフト代表取締役 ㈱ベストライフ東京代表取締役 ㈱アスモ介護サービス代表取締役	5,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	うえ しん じ 伸之 (1979年10月26日)	2010年3月 シンワオックス㈱(現㈱アスモ)入社 2015年4月 ㈱アスモフードサービス岡山営業所所長 就任 2018年4月 ㈱アスモフードサービス名古屋営業所所 長就任 2019年8月 ㈱アスモフードサービス岡山営業所所長 就任 2023年6月 ㈱アスモトレーディング取締役就任(現 任) 2024年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ㈱アスモトレーディング取締役	500株
4	さか ぐち えい じ 阪口 詠 自 (1978年1月23日)	2010年9月 シンワオックス㈱(現㈱アスモ)入社 2016年5月 ㈱アスモフードサービス大阪営業所所長 就任 2016年6月 ㈱アスモトレーディング取締役就任 2018年6月 ㈱アスモトレーディング監査役就任(現 任) 2024年5月 ㈱アスモフードサービス取締役就任(現 任) 2024年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ㈱アスモトレーディング監査役 ㈱アスモフードサービス取締役	500株
5	なが い りき 長 井 力 (1971年8月16日)	2001年11月 ㈱ベストライフ取締役 2005年10月 ㈱ベストライフ取締役総務部長 2006年8月 ㈱ベストライフ代表取締役社長就任(現 任) 2007年9月 ㈱ベストライフホールディングス代表取 締役社長就任(現任) 2015年2月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ベストライフ代表取締役社長 ㈱ベストライフホールディングス代表取締役社長	700株
6	きた じま じゅん 北 嶋 准 (1948年1月2日)	1970年4月 東急観光㈱入社 千葉支店副支店長等を歴任 1994年4月 東急バス㈱企画開発部課長 2000年5月 東急リビングサービス㈱営業管理部長 2010年4月 ㈱モーリーメイドアメニティ取締役就任 2012年12月 ㈱モーリーメイドアメニティ取締役退任 2015年2月 当社取締役就任(現任)	4,000株

- (注) 1. 取締役候補者 長井 尊氏は当社の親会社である株式会社(株)Persons Bridgeの代表取締役を兼務しております。当社は当社との間で事務所の賃貸借契約を締結しており、同社より年間1,560千円の賃借料の支払いを受けております。
2. 取締役候補者 長井 力氏は当社の親会社である株式会社ベストライフの代表取締役、取締役候補者 長井 尊氏は同社の取締役を兼務しております。
3. 当社の100%子会社である株式会社アスモフードサービス及びその子会社1社(株式会社アスモフードサービス東日本)は、株式会社ベストライフの子会社6社(株式会社ベストライフ東日本、東京、神奈川、埼玉、中部、西日本)が運営する有料老人ホームに給食を提供しております。株式会社ベストライフの子会社6社への売上高が当該2社の売上高合計に占める割合は、2026年3月期において77.46%です。
4. 取締役候補者 長井 尊氏、取締役候補者 長井 力氏はそれぞれ当社の親会社である株式会社ベストライフホールディングスの代表取締役を兼務しております。当社と同社の間に取引関係はありません。
5. 取締役候補者 長井 尊氏、取締役候補者 長井 力氏のそれぞれ過去10年間における当社の親会社である株式会社ベストライフ及び株式会社ベストライフホールディングスにおける業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。
6. 取締役候補者 長井 尊氏、赤澤 優氏、北嶋 准氏、上 伸之氏、阪口 詠自氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
7. 取締役候補者 北嶋 准氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所のできる独立役員候補者でもあります。なお、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって11年4ヵ月となります。
8. 北嶋 准氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、また、サービス業の豊富な経験と深い見識を有しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいております。社外取締役として再任された際は、独立役員としての客観的・中立的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 当社が知り得る限り、社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役員又は監査役に就任していたとき、その在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実はありません。
10. 当社が知り得る限り、社外取締役候補者について、以下の事項への該当はありません。
- ① 当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員(業務執行者であるものを除く)であること。
 - ② 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(取締役等としての報酬は除く)を受ける予定があること、又は過去2年間に受けていたこと。
 - ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)の配偶者、三親等内の親族等であること。
 - ④ 過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員(業務執行者であるものを除く)となったことがあること。
 - ⑤ 過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であったこと。

11. 当社の現行定款では、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。当社は北嶋 准氏との間で責任限定契約を締結しており同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
その契約の内容（概要）は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、任務懈怠により当社に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するというものであります。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新宿監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、Amaterasu有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がAmaterasu有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えているためであります。さらに、監査費用について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断しております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。(2026年4月1日現在)

名	称	Amaterasu有限責任監査法人
主たる事務所の所在場所		東京都渋谷区恵比寿二丁目28-7
沿	革	2022年 Amaterasu有限責任監査法人を設立
概	要	出資金 6百万円
		構成人数 社員（公認会計士） 5名
		評議員（公認会計士） 1名
		公認会計士（非常勤登録）31名
		合計 37名
		監査関与会社数 8社

第3号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2007年6月26日開催の第32回定時株主総会において、年額135,000千円以内としてご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することとしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、当社に対する金銭報酬債権とし、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額50,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによる発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年75,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会の開催日時点における本制度の対象取締役の員数は5名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度は、上記のとおり、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、当社は「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」を定めておりますが、本議案が承認可決された場合には、

当該方針を変更することを予定しております。変更後の当該方針は本制度の目的及び内容に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

【本制度の内容】

1. 本制度の概要

本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付したうえでこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

2. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役の地位を喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間の満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得することができる。

また、当社は譲渡制限期間の満了した時点において、上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することができる。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する金融機関に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該再編行為等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】役員報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬等の額やその算出方法の決定に関する方針を定めておりますが、本議案を承認いただいた場合には、当該方針を変更いたします。その変更後の方針に係る事項は以下のとおりといたします。

取締役の報酬等の額やその算出方法の決定に関する方針については株主総会で決議された役員報酬総額を上限として、基本報酬（固定報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成し、業績連動報酬は採用していません。基本報酬（固定報酬）は在任中に定期的に支払い、各取締役個人の基本報酬額については、当社の業績及び担当事業における成果等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定いたします。また、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、原則として年1回所定の時期に支給し、各取締役個人の割当株式数及び金銭債権額については、当社の業績及び担当事業における成果等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定いたします。

当該方針は取締役会の決議により決定されたものであります。

監査役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

以上

